

「水道事業の評価手法に関する研究会」に関する 情報の公開について

- 研究会は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 研究会の資料は原則として公開とする。ただし座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 研究会の議事概要は出席者の確認を取った上で公開する。
- 研究会の資料及び議事概要については、研究会後、国土交通省のホームページに公表する。